

足立区地域自立支援協議会の目的・機能

1 法的な位置づけ

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

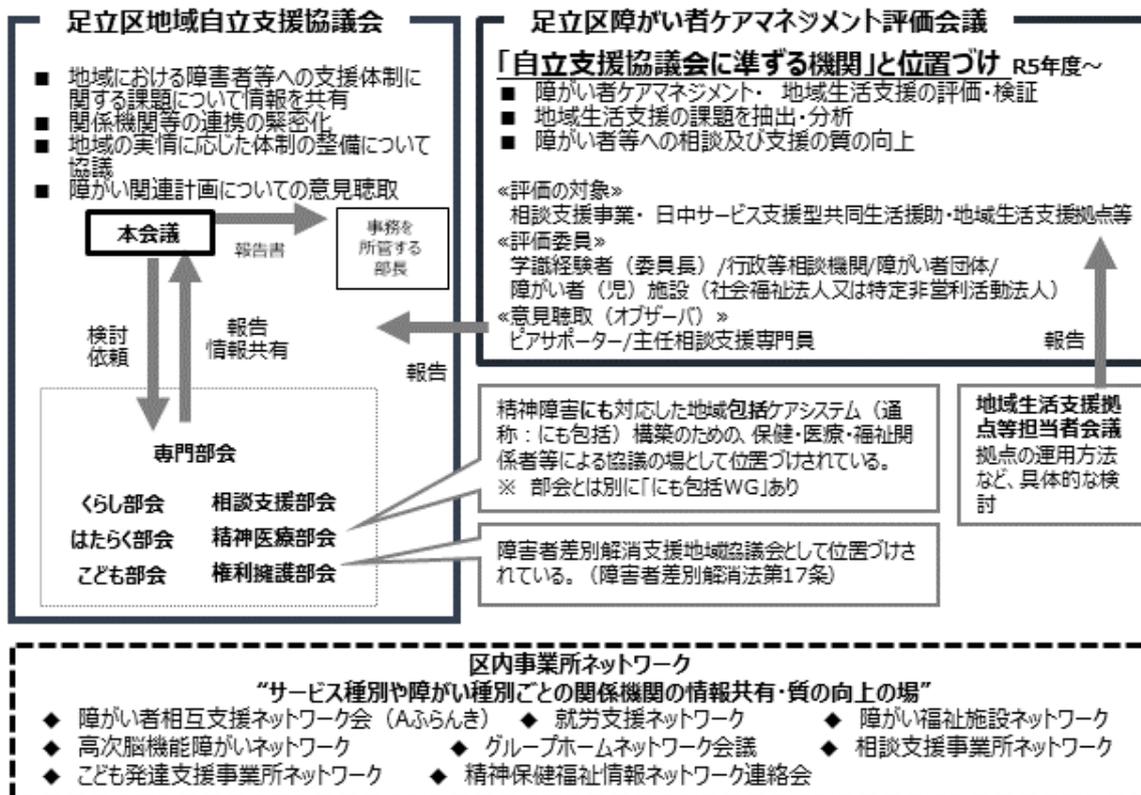
第九十条

- 2 第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十七条の二第六項又は第八十九条の三第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 役割

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携等

3 現在の足立区地域自立支援協議会の構成 2023（令和5）年度から



4 各専門部会の目的と令和4・5年度の重点課題

	目的	重点課題（令和4・5年度）
くらし部会	区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。 (障害者総合支援法等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症等の現状把握、対策等の共有・検討 2 事業所等への情報提供 3 高齢化の課題
はたらく部会	障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。 (障害者総合支援法・障害者雇用促進法等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の対応…「水害」「地震」 2 アフターコロナを見据えた一般就労と福祉的就労の課題の整理、障がい者雇用の現状と地域課題の抽出 3 地域課題（企業や地域のニーズ）を踏まえて、就労選択支援や就労移行支援、就労継続支援B型などの障がい福祉サービスのあり方を検討する。
こども部会	さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。 また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。 (児童福祉法等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関のなりたちや活動内容等について情報共有し、より深い連携をすすめるための基盤をつくる。 2 支援を受ける児を取り巻く家庭環境や、その抱える構造的な課題について話し合い、適切な支援、援助について検討し、提案する。
相談支援部会	障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。 (障害者総合支援法等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。 2 相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。 3 相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。
権利擁護部会	地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について障がい者、関係団体、事業者等と情報を共有し、障がい者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討する。 (障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度、権利条約)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者差別の解消、合理的配慮の推進について情報共有、検討を行う。 2 成年後見制度の理解や利用促進について、事例を通して検討を行う。 3 「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度」等の障がい者の権利を支える法律や制度等に深く関わる「国連の障害者権利条約」について知る。 4 昨年度の日本に対する審査と勧告の概要、条約批准の背景や基本的な内容について確認し、その上で部会の目的である検討をしていく。
精神医療部会	精神障がい者の支援に関する連携及び調整 (精神保健福祉法)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議 2 情報共有「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ワーキング設置